

令和8年10月13日

公 告

陸上自衛隊関西補給処
三軒屋弾薬支処長 岩瀬 亘

令和9年度陸上自衛隊三軒屋駐屯地における展示即売店の設置及び経営に関する業者の募集について

陸上自衛隊三軒屋駐屯地において展示即売店を設置し、経営を行う業者について、次のとおり募集する。

1 応募資格

- (1) 防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）又は同等の資格を有すること。
- (2) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (3) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (7) 暴力団又は暴力団員及び(3)から(6)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。

2 設置方法

国有財産法第18条第6項に基づく行政財産の使用許可

3 応募業種

(1) 飲 食

天幕、キッチンカー等による飲食料品（酒類を除く。）の販売

(2) 物 販

自衛隊内での販売に適していると認められる物品等の販売

4 設置場所及び設置期間

(1) 設置場所

ア 厚生センター談話室内

1区画：2.7 m²（1.8 m×1.5 m）（基準）

イ 厚生センター南側広場

1区画：9.0 m²（3 m×3 m）（基準）

ウ 区画数は応募時の調整による。

(2) 設置期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの期間のうち、応募時の調整による。

5 募集要領の配布期間及び場所

(1) 期 間

令和8年10月13日（火）～同年11月13日（金）

午前10時～午後1時まで（土日、祝日を除く。）

(2) 場 所

陸上自衛隊三軒屋駐屯地 本部庁舎1階（厚生班）

6 その他

細部は、募集要領による。

7 問い合わせ先

〒700-0001

岡山県岡山市北区宿978 陸上自衛隊三軒屋駐屯地

関西補給処三軒屋弾薬支処 総務科厚生班（担当：大内）

電 話 086-228-0111（内線260）

FAX 086-228-0113